2　弁済・免除条項
⑴　清算株式会社は、別紙記載の特別清算債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、特別清算債権額の3.93%の金員を弁済する。
⑵　特別清算債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各特別清算債権から各弁済額を控除した残額及びその余の協定債権につき、その債務を免除する。
3　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を特別清算債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、特別清算債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
別紙（省略）
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
北海道小樽市祝津２丁目352番地
再生債務者　株式会社マルハ橋本商会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区北２条西10丁目１－６　アーデンコート植物園1401　植物園法律会計事務所　弁護士　桶谷　和人
平成24年２月15日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再）第１号
千葉県市川市北方３丁目23番21号
再生債務者　笠井　勇作
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉県船橋市前原西２丁目32番５号結城ビル４階　土屋法律事務所　弁護士　土屋　寛敏
平成24年２月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第１号
神戸市中央区神戸空港10番
再生債務者　海上アクセス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区海岸通３番地　ＮＯＦ神戸海岸ビル９階　藤井伊久雄法律事務所　弁護士　藤井伊久雄
平成24年２月16日
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令取消

平成２３年（再）第７号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番３号
フォレストヒルズ宮の森202号
再生債務者　反町　正之
主文　平成23年８月８日にした監督命令を取り消す。
平成24年２月16日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
福島県二本松市雄平台15番地
再生債務者　安達太良観光開発株式会社
代表者代表取締役　渡辺　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月23日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年４月20日から平成24年４月27日まで
福島地方裁判所第１民事部

平成２３年（再）第８号
新潟市秋葉区出戸108番地
再生債務者　栗原　博久
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年４月13日から平成24年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目17番46号
再生債務者　サンクスモータース株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月29日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月26日
平成24年２月13日
横浜地方裁判所相模原支部

再生計画認可

平成２３年（再）第７号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番３号
フォレストヒルズ宮の森202号
再生債務者　反町　正之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月15日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年２月16日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１９年（再）第８号
埼玉県川口市柳崎１丁目22番１号
再生債務者　株式会社武蔵野会館
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成１９年（再）第１号
香川県高松市天神前６番32号
再生債務者　香川県交通株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１７号
熊本県玉名市岱明町古閑318番地１
再生債務者　米﨑　茂雄
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月29日から平成24年４月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（再イ）第１号
福島県郡山市愛宕町３番19号
再生債務者　松田　健宏
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２４年（再イ）第９号
さいたま市北区日進町２丁目1125番地８
ガーデンシティ大宮日進109
再生債務者　髙橋　志延
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月23日から平成24年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３号
千葉県白井市西白井４丁目７番地４
再生債務者　浦松　弘志
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月23日から平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２９号
名古屋市中区古渡町11番30号　シャルム東別院903号
再生債務者　早川　廣文
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部